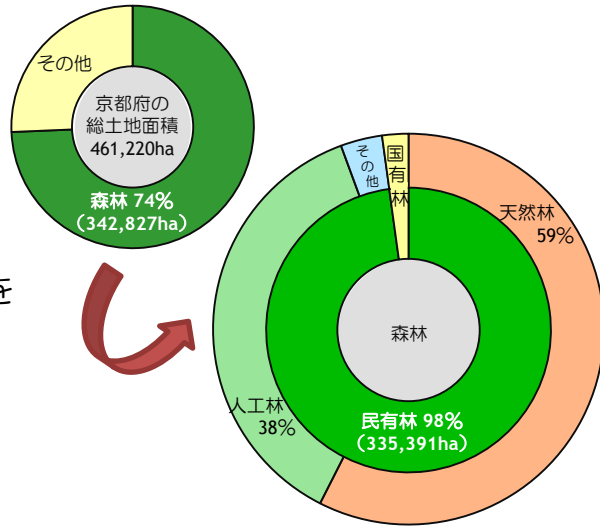


京都府の森林

◆森林面積は、府全体の面積の74%を占めており、全国平均67%に比べても、京都府は森林が多い地域であるということが出来ます。

◆森林のうち、国有林を除く民有林が98%を占めています。(全国平均69%)



森林所有者の方々に、森林への関心を高め管理責任を自覚していただくために、森林所有者の方々の責務を明らかにしました。また、府民の皆様生命・身体に危険を及ぼすおそれのある森林を「要適正管理森林」として指定し、その管理義務について定めています。

一方で、森林管理の責任を全て所有者の方々にお願いするということではなく、府としても役割を果たすことを明確化するため、森林所有者の方々が行う森林管理を支援することなどについても規定しています。

多発する豪雨災害

◆近年、短時間強雨や大雨の発生回数は増加傾向にあります。

◆府内でも、平成24年の南部地域豪雨災害や平成25年の台風18号災害など、山地崩壊や土砂流出が多数発生しました。



府民の皆様生命・身体を守るために、よりいっそう森林の安全度を高めることが大切です！

条例の目的

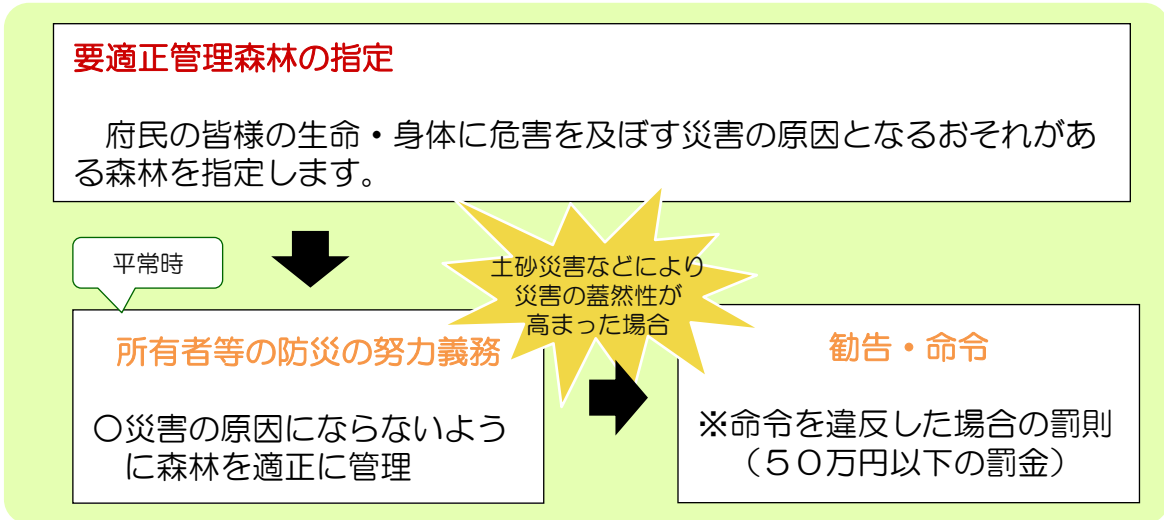
「民有林」が森林全体の98%を占める京都府では、災害を抑制する上で、この「民有林」を適切に管理することが重要です。

府では、これまでも保安林指定や治山事業を実施することにより災害の復旧や未然防止に努めてきましたが、森林の安全度をいっそう高め、府民の皆様生命・身体を守るために、森林を所有する方々にも森林の管理責任を自覚し、それを果たしていただくための仕組みづくりを目的として、新たな条例を制定しました。

森林所有者等、府の責務

森林所有者等	府
<ul style="list-style-type: none"> ○所有・占有する森林が荒廃により災害の原因となることがないように、森林を適正に管理 ○府や市町村が実施する施策への協力 ○森林に関する権利関係を正確に登記簿に記載 	<ul style="list-style-type: none"> ○森林の状況の把握 ○森林所有者等に対する情報の提供・啓発 ○保安施設の整備などの必要な施策を実施

要適正管理森林制度



森林の管理を支える施策の推進

○森林所有者等が行う森林の管理に関し必要な支援施策を推進
○府、市町村及び府民の皆様が、森林の管理を支える取組が広がるよう施策を推進